

介護福祉士養成施設留学生日本語学習等支援事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 県は、介護施設等で活躍できる外国人介護人材を育成するため、介護福祉士を目指す外国人留学生にカリキュラム外の日本語学習や専門知識の習得等の指導や支援を行う介護福祉士養成施設に対し、予算の範囲内において補助金を交付する。

2 前項の補助金の交付に関しては、補助金等の交付手続等に関する規則（昭和40年埼玉県規則第15号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

(補助対象施設)

第2条 補助対象施設は、社会福祉士及び介護福祉士法（昭和62年法律第30号）第40条第2項第1号から第3号までの規定に基づき文部科学大臣及び厚生労働大臣の指定した学校又は知事の指定した養成施設（以下「介護福祉士養成施設」という。）のうち県内に所在する介護福祉士養成施設とする。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる団体が行う事業は、補助の対象としない。

- (1) 暴力団
- (2) 暴力団員が事業主又は役員となっている団体
- (3) 暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する団体

(補助対象事業等)

第3条 補助金の交付の対象となる事業、経費及び補助率は、次の表のとおりとする。

事業	経費	補助率
外国人留学生の日本語学習等支援事業	県内の介護福祉士養成施設が、当該施設の介護福祉士養成課程に在籍する外国人留学生に対し、当該養成課程のカリキュラム外の取組として実施する <u>次に掲げる指導に要する経費</u> （他から財政支援を受ける場合の当該経費を除く。） <u>(1) 日本語学習</u> <u>(2) 国家試験対策</u>	1/2 以内

(申請書の様式等)

第4条 規則第4条第1項の申請書の様式は、様式第1号のとおりとする。

- 2 規則第4条第1項の申請書の提出期限は、年度ごとに別に定める。
- 3 規則第4条第2項第5号に規定する、知事の定める事項に係る添付書類は、事業実施計画、事業対象者名簿及び対象経費の内訳が確認できる書類、その他必要と認められる書類とする。
- 4 規則第4条第2項第1号から第4号までに掲げる事項に係る書類の添付は要しない。

(交付決定通知書の様式)

第5条 規則第7条の交付決定通知書の様式は、様式第2号のとおりとする。

(変更交付申請等)

第6条 前条の交付決定通知を受けた者が、補助対象事業の内容又は補助対象事業に要する経費を変更しようとするとき（経費を減額する場合を除く。）は、様式第3号の変更交付申請書を知事に提出しなければならない。

2 知事は、前項の変更交付申請書を受理した場合において、内容を適正と認める場合は、様式第4号の変更交付決定通知書により補助事業者に通知するものとする。

(交付の方法)

第7条 この補助金は精算払いで交付する。

(実績報告書の様式等)

第8条 規則第13条の実績報告書の様式は、様式第5号のとおりとする。

2 規則第13条の実績報告書の提出期限は、事業終了後1か月以内又は毎年度3月31日の早い方の日までとする。

3 規則第13条の実績報告書には、対象経費を支出したことが確認できる書類、及び事業を実施したことが確認できる書類を添付するものとする。

(交付額の確定)

第9条 規則第14条の交付確定通知書の様式は、様式第6号のとおりとする。

(補助金の返還)

第10条 知事は、この交付の決定を取り消した場合において、補助事業の当該取り消しに係る部分に関し、既に補助金が交付されているときは、期限を定めて、その返還を命ずる。

(書類の整備等)

第11条 補助金の交付を受けた者は、補助事業に係る収入及び支出等を明らかにした帳簿を備え、かつ、当該収入及び支出についての証拠書類を整備保管しておかなければならぬ。

2 前項に規定する帳簿及び証拠書類は、補助金の交付を受けた日の属する会計年度の翌会計年度から5年間保管しなければならない。

附 則

この要綱は、平成30年1月9日から施行し、平成30年度の補助金から適用する。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年3月19日から施行する。